

堺市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月26日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

ICT イノベーション推進室

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年10月31日）

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 ICT政策担当、DX企画担当、システム活用担当

(1) 職員のICTリテラシーの向上について

業務改善や課題解決にICTを有効活用できる職員を育成するため、ICTリテラシー研修やICT活用事例の普及等を実施している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 共通項目

(1) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格100万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。また、随意契約の場合は、

随意契約理由も公表することとされている。

しかし、4月に随意契約した予定価格100万円を超える業務(6件)について、公表した契約結果に随意契約の理由を記載していなかった。

(ICT 政策担当)

イ 契約書における収入印紙

税総合電算システム移行業務において、収入印紙が貼付されていない契約書を受け取っていた。

(システム活用担当)

ウ 特定調達契約に係る随意契約結果の公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「政令」という。)の適用を受ける特定調達契約について、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、政令及び堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定により、72日以内に落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所、契約金額、契約の相手方を決定した手続、その他の事項を公告しなければならないこととされている。

しかし、税総合電算システム改修業務(森林環境税対応等)は、特定調達契約に該当し、令和6年1月29日に随意契約により契約を締結していたにもかかわらず、当該公告を行っていなかった。

(システム活用担当)

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約に係る決裁

庁内LANクライアントパソコン等機器賃貸借(リース)[R6(2860台)]において、契約を締結するためには、堺市事務決裁規則の規定に基づき局長級職員の決裁を受ける必要がある。

しかし、課長級職員まで押印を行っていたものの、契約を締結するための決裁が完了していないにもかかわらず、契約を締結していた。

(システム活用担当)

イ 特定調達契約に係る随意契約の根拠及び契約結果の公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「政令」という。)の規定により、政令の適用を受ける特定調達契

約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）、政令第 10 条第 10 項の規定によるほか、政令第 11 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するときに限って随意契約を締結することができることとされている。

しかし、庁内 LAN クライアントパソコン等機器賃貸借（再リース）H30 は特定調達契約に該当するにもかかわらず、政令では認められていない地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を根拠として随意契約を行っていた。

なお、特定調達契約について随意契約の相手方を決定したときは、本来、随意契約の相手方の氏名及び住所、契約金額、契約の相手方を決定した手続、その他の事項を公告する必要があるが、当該公告手続も行っていなかった。

（システム活用担当）

ウ 契約における提出書類

第三期情報システム統合基盤機器賃貸借（リース）及び本庁舎無線 LAN 化等庁内ネットワーク機器等賃貸借（リース）は市、受注者及び賃貸人の三者で契約を行っている。

本契約では契約書において、受注者及び賃貸人は業務責任者を定め、氏名等を市に報告することとされている。また、個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書（写し）、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書の提出を求めている。

しかし、賃貸人から業務責任者の氏名等の報告を受けておらず、上記のいずれの書類の提出も受けしていなかった。

（システム活用担当）

(3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。